

平成21年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第1号）

9月2日（水）午前1

0時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告（柳議長）

日程第 4 行政報告（あいさつ並びに行政報告 岩澤町長）

（行政報告 加藤教育長）

日程第 5 常任委員会所管事務調査報告

日程第 6 特別委員会所管事務調査報告

日程第 7 報告第 4号 平成20年度嵐山町健全化判断比率の報告について

日程第 8 報告第 5号 平成20年度嵐山町資金不足比率の報告について

日程第 9 議案第64号 平成20年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 0 議案第 6 5 号 平成 2 0 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳
出決算認

定について

日程第 1 1 議案第 6 6 号 平成 2 0 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決
算認定に

ついて

日程第 1 2 議案第 6 7 号 平成 2 0 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入
歳出決算

認定について

日程第 1 3 議案第 6 8 号 平成 2 0 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決
算認定に

ついて

日程第 1 4 議案第 6 9 号 平成 2 0 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定

について

日程第 1 5 議案第 7 0 号 平成 2 0 年度嵐山町水道事業決算認定について

日程第 1 6 議案第 7 4 号 町道路線を廃止することについて（町有財産払下
申請）

日程第 1 7 議案第 7 5 号 町道路線を廃止することについて（町の境界変更）

日程第18 議案第76号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）

出席議員（13名）

1番 畠山美幸議員	2番 青柳賢治議員
3番 金丸友章議員	4番 長島邦夫議員
5番 吉場道雄議員	6番 藤野幹男議員
7番 河井勝久議員	9番 川口浩史議員
10番 清水正之議員	11番 安藤欣男議員
12番 松本美子議員	13番 渋谷登美子議員
14番 柳勝次議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	菅原広子
書記	石橋正仁

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長
高	橋	兼	次	副 町 長
安	藤	實	総	務 課 長
井	上	裕	美	政 策 経 営 課 長
中	西	敏	雄	税 務 課 長
中	嶋	秀	雄	町 民 課 長
岩	澤	浩	子	健 康 福 祉 課 長
田	島	雄	一	環 境 課 長
水	島	晴	夫	産 業 振 興 課 長
木	村	一	夫	企 業 支 援 課 長
田	邊	淑	宏	都 市 整 備 課 長
小	澤	博		上 下 水 道 課 長
田	幡	幸	信	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教 育 委 員 会 こ ど も 課 長
大	塚	晃		教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
水	島	晴	夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長

産 業 振 興 課 長 兼 務

松 本 武 久 代 表 監 査 委 員

藤 野 幹 男 監 査 委 員

◎開会の宣告

○柳 勝次議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は 13 名であります。定足数に達しております。よって、平成 21 年嵐山町議会第3回定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前10時01分)

◎開議の宣告

○柳 勝次議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○柳 勝次議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、

第7番 河 井 勝 久 議 員

第9番 川口浩史議員

第10番 清水正之議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○柳 勝次議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第3回定例会を前にして、8月26日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として柳議長、並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、高橋副町長、安藤総務課長、井上政策経営課長にご出席をいただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告3件、人事2件、条例4件、予算7件、決算7件、その他6件、合計29件ということでございます。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第3回定例会は本日9月2日か

ら9月18日までの17日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定いたしましたことをご報告いたします。

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日2日から9月18日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの17日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○柳 勝次議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

まず、さきの定例会において可決されました議員提出議案第3号 農地法の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書、議員提出議案第4号 子ども医療費無料化を求める意見書及び議員提出議案第5号 妊産婦検診の全額国費負担を求める意見書、以上3件の意見書につきましては、内閣総理大臣をはじめ関係大臣等に提出しておきましたので、ご了承を願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、報告3件、人事2件、条例4件、予算7件、決算7件、その他6件の合計29件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会中の予定及び本日の議事日程につきまして、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、松本代表監査委員につきましては、決算に関する議案審議の際にご出席いただくということで、本日からご出席いただいておりますので、ご了承願います。

最後に、6月定例会から7月までの間の議会活動状況につきまして、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○柳 勝次議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせてあいさつを求められておりますので、この際、これを許可します。

それでは、あいさつ、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、あいさつ並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに平成 21 年嵐山町議会第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、平成 20 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算をはじめ、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のためまことに感謝にたえないところであります。

また、松本代表監査委員並びに藤野議会選出監査委員におかれましては、連日極めてご熱心な監査を賜りまして、深く感謝を申し上げます。

本議会に提案いたします議案は、報告3件、人事2件、条例4件、予算7件、決算7件、その他6件、計 29 件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いまして、その都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案どおり可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、21 年6月から7月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第 122 条による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧

を願いたいと存じます。

以上をもちまして、あいさつ並びに行政報告を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

加藤教育長。

〔加藤信幸教育長登壇〕

○加藤信幸教育長 それでは、私のほうから大きく3点ご報告をさせていただきます。

お手元のまず地方自治法第122条による事務に関する説明書から2点ご報告させていただきます。

ページが振られておりませんので、恐縮ですが、一番最後のページから2枚お開きいただきたいと思います。右側のページに、一番上に集会所学習とあるページでございます。その中ほど、2、文化財博物誌編さん関係のところの(3)真ん中ほど、契約関係とあります。日本赤十字社埼玉県支部旧社屋保存工事、いわゆる鎌形小学校跡のごさいました日赤社屋の外壁塗装工事についてでございます。県の補助金をいただきまして、工期が7月16日から9月30日までということで進めさせていただきました。きのうも行ってまいりましたが、幼稚園が2学期迎えるまでということをお願いしまして、外壁の塗装工事がすべて完了いたしました。今は、渡り廊下の支柱の部分の塗装だけで、今週中ですべて完了という予定でございます。

きのうも行ってまいりましたが、おかげさまで見違えるほどの様子になっていました。外壁のブルーと窓枠の白と日赤社屋の真っ赤なマークということで、ぜひごらんいただきたいと思います。

明治38年に今の県庁の第2庁舎の前の、今駐車場になっていますけれども、そこに建築されて、当時は1万2,000円の建築費だったようですね。これが、昭和58年に鎌形小学校の跡地に移築されて、平成6年に県の指定文化財に指定された。したがって、築104年たっているものであります。

何とかこれを補修したいということで予算もお認めいただきまして、塗装工事、その中で、予定以外のものが出てまいりまして、やっぱりしっくいがかかなり破損している部分、屋根がわらが破損、欠けている部分、雨どい等がございまして、これらもお願いしたいということで、当初予算でお認めいただいた予算の中で工事が執行される予定でございます。

これらについては、広報等で町民の皆様方にぜひごらんいただきたいということでご案内申し上げ、またきのうからは、いろんな方が見学していただくのにご利用いただけるようなリーフレット等も今作成中でございます。ありがとうございました。

2点目は、その下に、3、スポーツ関係とありますが、(2)大会等でB&Gの町民プールでございますが、ことしは7月17日から8月30日までということで運営をさせていただきました。利用者数は2,280人、有料入場が28万9,100円でございます。おかげさまで事故なく運営ができました。

3点目でございますが、別のお手元の平成20年度教育委員会点検評価報告書というのがございます。これにつきましては、法の改正によって、教育委員会はその所管に関する事務についてみずから点検評価を行って、議会に報告書を提出して、あわせて町民の皆様方に公表するのだよという法の改正に伴いまして、ことしの3月議会で中間報告という形でご報告させていただきましたが、平成20年度、この決算時期にはすべての実績がまとまりますので、今後9月議会においてご報告をさせていただき、あわせてホームページで町民の皆様方に公表させていただきます。

1ページにつきましては、前回もこのような形で報告をさせていただきましたということで述べさせていただきました。全く同じでございます。

2ページをお開きください。例としまして、「確かな学力をはぐくむ教育の推進」という重点施策はどうであったかということで、その目的を書き、主な20年度の取り組みを書き、そして施策の評価、課題等であります。

例えば、施策の評価、課題等にグラフみたいのがございますが、埼玉県が行っている3つの達成目標、嵐山町の実績はこうでしたよと、読み書き、計算はこうでしたよということ。3月議会には、19年度のしか中間報告として載せられていませんでしたので、そういう形であります。

続きまして、4ページをお開きください。体力の向上についてでございますが、これについても目的と主な取り組みと評価及び課題がありますけれども、目的のところ、①として平成20年度、今回は中間でしたので19年度

でありました。したがって、中学校であると、前はさらに頑張ってほしいというのが立ち幅跳びとか持久走がありましたけれども、これらについては何とかいい成績をおさめられたので、今年の課題はそういう課題ですよ。これは、20年度のすべて実績になりますので、どうぞ議員の皆さんもお目を通していただいて、お気づきの点をご指摘いただいて、適正な効率的な事務の執行に努めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上でご報告をさせていただきます。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○柳 勝次議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

川口総務経済常任委員長。

〔川口浩史総務経済常任委員長登壇〕

○川口浩史総務経済常任委員長 それでは、総務経済常任委員会の調査を報告いたします。

朗読をもって報告にかえさせていただきます。記とあります、その1行上から朗読いたします。

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり最終報告します。

記。本委員会は、「鎌形上大ヶ谷の開発について」と「観光資源について」、7月3日並びに7月17日に委員会を開会し、調査研究を行った。

1、鎌形上大ヶ谷の開発について。

(1)7月3日の委員会

この間の経緯から、都市計画法による開発行為について、埋め立て土砂の土壌検査を義務づける意見書を提出したいと考える。しかし、土壌検査の関係は環境課になり、環境課は文教厚生常任委員会が所管する事務である。このことを考慮して、どのような方法がよいのか、協議を行った。

なお、水島産業振興課長、田島環境課長、強瀬環境課副課長、内田都市整備課副課長に出席を求めた。

意見1 開発行為の関係で埋め立てが行われる。開発行為は総務経済常任委員会だから、独自に出せるのではないか。

意見2 意見書の提出となると、文教厚生委員会に了解をとる必要があるが、その前に意見書を提出する必要があるのかと考えると、ないのではないか。

意見3 意見書の提出は必要だ。鎌形の件は、農地があったから調査が行われ、防げたが、なければ入れられたわけだ。悪いものが入った場合、現状ではチェックのしようがないのは、やはりまずい。

意見4 意見書は出すべきだ。ただ、県に変更を求めるのだから、町の残土条例も適用除外から外すべきだ。

意見5 都市計画法や森林法の開発の場合、開発審査会を開き、この開発審査会の段階で、土壤汚染がないか調査するよう求めるのがよいのではないか。

などの意見があった。

また、意見4の、町の条例も適用除外から外すという意見について、質疑が行われた。

問 町の条例を適用除外から外した場合、問題はないのか。

答 農地転用にして分家住宅を建てるとき、書類が煩雑になり、また近隣への説明が必要になってきます。

このような答弁があり、町の条例を適用除外から外すことは、町民の理解が得られないのではないかと、いった意見が出された。

当日はこの程度にして、次回結論を出すことにした。

(2)7月17日の委員会

前委員会の意見5にあった、開発審査会の段階で土壤検査を求めるといふ意見書について、提案した委員から説明を求めた。

委員 都市計画法や森林法で開発申請した場合、開発審査会を開くことになる。この開発審査会の段階で、埋め立て土砂に土壤汚染がないか調査を求めるのがよいのではないか。今までは悪いものは入ってこないというのが前提であったが、悪いものも入ってくることを考えることが重要だ。また、この意見書であれば、総務経済委員会で提出できると思う。

これについての質疑を行った。

問 県土砂条例の除外規定を外すことを求めないのはなぜか。

答 県土砂条例の改正だと、第1に、県が納得しないのではないか。これは県の担当者を呼んで説明を聞いたとき、そうだった。第2に、県土砂条例の改正だと文教厚生委員会とのかかわりが出てくる。これらを考慮してのことです。

問 県土砂条例の改正は、土壌検査についてだ。これが納得してもらえないという。開発審査会の段階で検査をしてくれというのも土壌検査だ。やはり納得は難しいのではないか。

答 県土砂条例の改正が一番よいが、これは先ほども答えたように、条例改正だから難しい面がある。がしかし、開発審査会は条例では必要なく、規則でやれると思う。その点、やりやすさはあります。

問 このとおりに県が受け入れたとしたら、いつも検査されるのか。

答 開発審査会が開かれれば、検査は行われることになります。

このような質疑が行われた。

また、意見書の提出に反対の委員との議論は次のとおりである。

問 埋め立て残土の土壌検査の件は、特定事件を別に設け、そこで調査したほうがよいと思う。

答 仮に特定事件に挙げたとしても、また同じような議論になるのではないか。そして、この件はかなり議論してきて、意見書を上げるのがよいとなっ

たと思う。

問 この件は決議がされ、嵐山町の土地を貸すにしても売るにしても厳しくしたわけだ。そして、現在は不許可になり、おさまっている。

答 今のところおさまっているが、また出てくる問題だ。特に鎌形の件は農地があったから不許可になったので、なかったらこうはならなかった。だから、農地がなくても悪いものが入らないようにしていかないと、いけないのではないか。

このような議論が交わされた。そして、全員協議会で説明することを条件に、意見書の提出に賛成の、この反対した方ですね、賛成の意向が示された。

以上のように、意見書を出すことの合意を得たので、今議会に意見書を提出することにします。

なお、町には、この埋め立ての件が再度申請があった場合、すぐに議会に報告することを求めます。

以上で、「鎌形上大ヶ谷の開発について」の件は、最終報告とします。

2 観光資源について

(1) 7月3日の委員会

北部地域の観光開発について調査した。

当日は、水島産業振興課長に出席を求めた。

意見1 ハイキングは人気が高い。東武が企画して電車の中づりを出す

と、申し込みが多数あるようだ。

意見2 つきのわ駅を起点にして武蔵嵐山駅に回るコースはどうだろうか。

この意見に基づき、つきのわ駅から、鬼鎮神社、杉山城、金泉寺、花見台、古里のブルーベリー園、勝田梅林を回り、武蔵嵐山駅に来るというコースが提案された。

意見3 電車で来る人と車で来る人は違う。特に車は家族が多いと思う。

意見4 そうすると、食事ができるというのは大事なことだ。観光資源と食事を一緒に考えないと。その点、北部地域は食事ができるところが少ない。

意見5 車で来る人の最大の問題は駐車場だ。

意見6 車で来れば、地元野菜が売れるのではないか。

この意見を受けて質疑がありました。質疑は、水島産業振興課長に行ったわけです。

問 北部地区に、地元野菜を販売できる直売所の設置を考えたことがあるのか。

答 古里のブルーベリー園の小屋で野菜を販売していきたいという話があります。大きな施設ではなく、ブルーベリーを買いに来た人に地元野菜を買ってもらうことを考えているようです。

当日の委員会はこの程度にして、閉会した。

(2)7月17日の委員会

意見1 電車で来て、金泉寺までのコースは実際可能か。

意見2 比企地域のハイキングマップを見ても13キロメートルくらいのコースでつくってある。5～6時間を目安にするのがよいのではないか。余り短いと物足りなく、小川町まで行ってしまおうと思う。嵐山で帰るようにしてもらわないと、お金も落ちない。

意見3 北部地域で観光客を呼ぶ上で課題なのは、トイレがないことだ。

意見4 トイレがないのは課題だ。だが、設置には費用がかかるため、当面、鬼鎮神社や花見台、農構センターなど既設のものを利用するしかないと思う。杉山城は、国の予算で駐車場が整備される。そのときトイレの整備を要望したらよいと思う。

意見5 坂戸市の富士見工業団地内の工場では、見学することができるところがある。花見台の工場も見学できれば、工業団地そのものを生かすことになると思う。

以上のような意見が寄せられ、次のようなまとめを行った。

<まとめ>

北部地域は、個々には見るものもあったが、全体を結ぶ線としてとらえてこなかった。そのため、観光客の誘致としては不向きな地域と見られていた。しかし、調査をして、全体を結べば大きな観光資源になるものとする。

①ハイキングコースを設定し、全体を結ぶ。例えば、つきのわ駅、鬼鎮神社、元の木阿弥、杉山城、金泉寺、ふるさとのブルーベリー園、花見台、武蔵嵐山駅、武蔵嵐山駅で帰るように設定する。

②トイレは観光客にとってなくてはならないもの。北部地域の計画的な設置を望む。なお、杉山城の駐車場整備のとき、トイレの設置を要望してほしい。

③花見台工業団地の工場見学ができれば、一層の観光資源として期待できる。交渉を望む。

④駐車場の確保、地元野菜を販売できる施設の整備を考えられたい。

以上のまとめを行い、閉会中の特定事件として調査研究してきた「観光資源について」は、最終報告とします。

○柳 勝次議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはありますか。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 2点だけちょっと確認だけしておきたいのですが、けれども、委員長報告なんて議事録に載ると思うのですが、問いと答えの中に県の土砂条例と書いてあるのですが、県の土砂条例というのはないのではないかと思うのですが、これはこの条例そのものについては間違いはないでしょうか。

それと、2点目については、全員協議会で意見を聞いてから後、意見書を出すというふうにあるのですがけれども、今まではまだそれが全員協議会に諮られていないと思うのですがけれども、今度の全員協議会へそれを意見を聞くということによろしいのでしょうか。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 土砂条例の件なのですが、正確には「埼玉県土砂の排出、堆積等の規制に関する条例」ということであります。これを埼玉県は略すといえますか、略して県土砂条例と、県はつかなかったかな、土砂条例というふうに言っているのです。そういうことで、土砂条例というのは正確といえますか、県自身が言っている言葉であります。

それから、全員協議会に説明するのかということではありますが、今度の全員協議会で説明したいと思っております。

○柳 勝次議長 ほかに。

第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 観光資源についてのところでお聞きをしたいと思います。

北部ということで特に限られて調査をしているようなのですが、北部ということだけした理由は何だったのでしょうか。

それからもう一点、花見台工業団地の工場見学ができれば、一層の観光資源として期待できる、交渉を望むというものが③で入っているのですが、想定する企業が何社かあるのかどうか、その辺想定する企業がどんなものを考えているのか。観光資源としてですから、何なのかなとちょっとわからない部分があるのですが、いかがでしょうか。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 観光資源として、前委員会で報告しましたように、嵐山町の町内全体を見て回ったのです。南部に関しましては、ある程度観光の施設というのは整って、十分か不十分かというのは議論あるでしょうけれども、整っているふうに見えます。北部地域は、その点まだまだ不十分な面があり、これからの観光客を新たに誘致するとなると、南部はもうある程度限界に来ていますので、北部に来てもらうのがよいのではないかと。北部はまだまだそういう面で観光を呼ぶ地域ではないというふうに見られています。そういう意見のもとに、北部を中心に調査をしてきたということでありまして。

それから、花見台の関係なのですが、出たのは、パンを製造している、パンを買えればいなどかと出ました。それと、町内のカステラをつくっている会社もあります。あそこの会社は表で販売もしているということで、実際花見台だけの議論ではなかったのですけれども、工場見学そのものがこれからの観光資源として役に立つのではないかということでありました。

坂戸の場合、結構小学生などが行っているという話でありましたので、大事な意見であったなというふうに思って、委員会としてもそういうことでまとめたわけです。

以上です。

○柳 勝次議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) これ今最終報告ですから、最終報告的な全町的なことも、私はまとめてやるべきではないかなと、報告はですよ、そういうふうに感じたものですから申し上げたわけなのです。

ハイキングコース等々にしても、北部がおくれているから入れたということですが、ハイキングコースそのものを、もっと全町的なものも考えて検討したら、なおよかったのではないかなというふうに、これは要望といいたいでしょうか、そんなふうな感じを受けました。ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

花見台ということだけではないということで、その記述も入ったらよかったかなと思っています。

以上です。

○柳 勝次議長 今のは意見としてよろしいですか。

ほかに。

〔何事か言う人あり〕

○柳 勝次議長 質問の趣旨をもう一度発言してください。

○11番(安藤欣男議員) 趣旨というか、それは最終報告ですから、私はハイキングコース等々についてももっと全町的に、観光資源についてという報告でございますから、期待をしているわけなのですが、そういうものがないので、非常に残念だというふうに思っておるのです。ですから、この件につ

いて何か特別にはこういうことなので載せなかったということがあればご答弁いただければと思いますけれども。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 全体を調査するというふうになると、もう少し時間が必要だなということが、私自身が一番大きかったです。これは、6月議会で1回目の報告で、今回が最終ですから、ちょっと調査する時間的なものが、南部を含めますとなかったというのが率直なところであります。

それにしても、南部はある程度コースができていますので、なかなか難しい面があるわけなのです。一番指摘をしておきたいのは、特にバーベキュー場の駐車場の問題なのです。ただ、これもいろいろ難しい面がありますので、ちょっとこれも書くまでにはちょっと、要望するまではならなかったというのがありました。

特に、観光資源として調査研究をしてきましたので、新たな観光資源をどこに求めるかということでは、開発がされていない地域を調査するのが一番よいのではないかなというふうに、そういう意見もありましたので、私もそのとおりだと思って、特に北部を中心に調査をしてきて、こういう意見にまとまったということでもあります。

○柳 勝次議長 ほかには。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

松本文教厚生常任委員長。

〔松本美子文教厚生常任委員長登壇〕

○松本美子文教厚生常任委員長 皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会より、閉会中の特定事件でございます「放課後児童対策について」を調査をいたしました結果を、朗読をもちまして報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

嵐山町議会議長、柳勝次様。

文教厚生常任委員長、松本美子。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり最終報告いたします。

記。本委員会は、閉会中の特定事件である「放課後児童対策について」を調査するため、6月29日、7月10日及び8月7日に委員会を開会し、調査研究を行った。

1 6月29日の委員会

当日は、小林こども課長、前田副課長、藤永主査に出席を求め、2つの学童保育室、ひまわりクラブ、てんとう虫クラブを視察した。

視察する前に、小林課長より、新しくできるひまわりクラブの図面を出してもらい説明を受けた。6月25日入札をし、設計金額2,187万円でしたが、町の業者が1,830万円で落札しました。既存の学童保育室の西側で、体育館との間で既存のものと似ているかと思えます。床面積が136.63平米で、図面上、右下に玄関があり、事務室、トイレ、左側に台所、下にプレイルームが66.66平米、それから、左上のほうに和室6畳と押し入れがあります。今後建築し、工期は来年の2月26日ですので、4月から既存と新しいほうの2つに分けて入れます。

次に、てんとう虫クラブについての説明を受けました。平成11年度につくり、床面積は178.40平米で、廊下、下が教室を改造したものです。下はプレイルーム、厨房右に伝承作業場があります。ふるさと伝承ふれあい教室施設整備事業の県補助金をもらった関係で、このような形の配置になっております。

以上の説明を受けた後、現地視察をし、視察後、質疑応答に入った。主な質疑は、下記のとおりです。

問 菅谷学童の職員は8人体制。新しい学童ができたときに常勤をつけるのか。

答 各学童の役員懇談会では、3人くらい雇って指導員の仕事になれていただく。結論はまだ出ていない。

問 菅谷学童は新しくできるが、運営体制は2つに分けてやるのか。

答 責任体制、役員など、基本的に2つに分ける。

問 志賀の学童は、トイレの数が男女各1つだけだが、人数の割にトイレが少ない。

答 40人ぐらいを想定。限界を超えている。

質疑の後、次の予定を協議し、当日の委員会は終了した。

7月10日の委員会

小林こども課長、前田副課長、大塚生涯学習課長に説明を受けた。学童の人数を3～4年間で見ると、菅谷ひまわりクラブは70から80人、志賀てんとう虫クラブ55人から69人、七郷子どもの森85人から62人程度で推移をしている。

今後の入学予定者数を全体で見ると、5歳児128人、4歳児160人、3歳児153人、2歳児142人、1歳児132人と減っており、小学校別で見ると、菅谷小は、現在3クラスで推移ですが、今後3クラスと2クラスに減少傾向、志賀小は、現在2クラスで推移ですが、今後2クラスと1クラスに減少傾向、七郷小は、現在1クラス推移ですが、今後も1クラスです。児童数が減少しており、各学童はこれらを加味し、検討する必要がある。3学童の役員と6月19日に懇談会を開催し、各学童の状況、新築工事の概要、児童数の説明を行う。意見交換の中で共通の課題は、父母会の運営で専門事務員がない、経理事務や指導員の給料計算が負担、長期指導員の確保が難しい(現在1～2名の正規指導員)、3学童共同で経理事務、給料計算を委

託、補助金の増額を検討、以上のような意見が出されたと説明を受けた。

続いて、放課後子ども教室の20年度の状況は、開催市町村が31市町村あり、124カ所で開催をしており、事業の開始時期はさまざまであり、主な活動場所は、小学校、公民館、いろいろなセンター等の利用で開催をしている。

嵐山町の放課後子ども教室スイミーの21年度の開催状況は、4月の2日から始まり、木、土、日曜日の開催で、現在25回の実施である。土、日の開催はイベントが主で、菅谷、志賀、七郷の参加があり、4月26日は大型紙芝居、5月17日はクイズ、5月31日は茶つき(13名の参加)、6月21日は防災センター見学(22名の参加)等を実施した。木曜開催は、中央公民館で1カ所なので、地理的な条件で七郷、志賀の参加は難しく、菅谷小学校の児童が中心の現状です。運営状況は、コーディネーター、安全管理員、学習アドバイザー、中学生・高校生ボランティアの運営です。

以上の説明後、質疑に入る。

問 学童保育室の経理事務、給料計算の方向性は。

答 3学童と一緒に会計事務所と話を進めて7月14日に打ち合わせをする。

問 3学童の指導員の現状は。

答 ひまわりクラブ、常勤男性1名、女性2名、臨時女性2名。てんとう虫クラブ、常勤女性2名、臨時女性5名。子どもの森、常勤男性1名、臨時女性2

名。

問 保育料の月額は。

答 ひまわりクラブ、月額1万 1,000 円。てんとう虫クラブ、月額1万 1,000 円。子どもの森、月額従量制で5回まで 3,000 円、10 回まで 6,000 円、14 回まで 8,400 円、15 回以上 9,000 円。

問 放課後子ども教室を学校区で実施は。

答 学校区が理想で、空き教室利用がベストですが、リーダー、各ボランティアの協力が難しい。また、平日は子供の放課後も塾等で規制があり、参加人数が心配です。

問 放課後子ども教室の趣旨や情報の提供と木、土、日の参加呼びかけを。

答 学習、体験、交流を学び、土、日はイベントが主で児童も集まるが、平日の木曜は5から 10 人前後と少ないので、保護者へ情報提供することが今後の課題と考えている。

8月7日の委員会

取り組んできた「放課後児童対策について」調査、研究の結果を、最終報告のためまとめを行った。

3学童一緒に経理事務、人件費の方向を役員と会計事務所で協議を行い、7月より指導員の給料計算、税関係事務、年末調整事務などの委託が決まり、年間3学童で 34 万から 35 万円の支払いですが、長い懸案であり、

一歩が踏み出せました。一番圧迫しているのは、人件費の問題が課題となり、厳しい町の補助金は420万円ですが、県の補助金が限られると、今後検討する必要もある。新学童保育室建築の進捗は予定どおり進み、備品については、今までどおり初回のみ冷蔵庫などの大きな備品や机やいすは町予算にて対応し、修繕や細かい備品は学童で対応する。今後、新学童の分離を協議中です。放課後子ども教室は、ボランティアの募集を広い年齢層に働きかけて、公民館1カ所の実施でなく、学校単位の実施を考えて、多くの参加者を募り実施することが望ましい。また、子供会の連絡協議会への登録は3カ所のみで、活動計画は年1回の夏休みに研修が主です。また、各地域だけの子供会活動はあるようですが、登録までには至らない。

要望。学童保育室の運営の厳しさが見られ、補助金の見直しが必要。てんとう虫クラブも人数が多く、施設の改善が必要。3学童ともトイレの増設の検討が必要。放課後児童対策は、広い事業内容の計画で、多くのボランティアの方にお願ひし、早期に学校単位に実施をする。

以上、最終報告といたします。

○柳 勝次議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはありますか。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 ないようでございますので、お引き取り願ひます。ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

なお、常任委員会所管事務調査報告の中に、町に対する要望事項等がございますので、これの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じます。

◎特別委員会所管事務調査報告

○柳 勝次議長 日程第6、特別委員会所管事務調査報告を行います。

議会活性化特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

清水議会活性化特別委員長。

〔清水正之議会活性化特別委員長登壇〕

○清水正之議会活性化特別委員長 それでは、報告をする前に、報告書の内容について結論だけが載っています。本委員会は、議会活性化特別委員会ということで、どうしたら活性化なるかということで進めてきました。したがって、委員会としては、すべての議員さんの意見を聞くと、意見を出してもらうということで委員会を進めてきました。したがって、この委員会については全員の議員の委員会ということがありまして、それぞれの個々の意見については、記載がされていません。そのことは了解しておいていただきたいというふうに思います。

それでは、報告をいたします。

嵐山町議会議長、柳勝次様。

議会活性化特別委員長、清水正之。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記。

1 調査事項

議会活性化の調査・検討について

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件である「議会活性化について」調査するため、7月7日並びに8月10日に委員会を開催し、調査研究を行った。

(1)7月7日の委員会について。

当日は、最初の委員会に当たり、11項目にわたる内容があるため、審議の進め方について検討した。審議項目は、①議長、副議長の任期を4年制にすることについて、②議長の交代を求めることができるような条例制定について、③副議長の予算、決算の委員長就任について、④反問権の付与について、⑤一般質問の一問一答制について、⑥一般質問の時間制限について、⑦一般質問の答弁書の配付について、⑧議会傍聴者に対するの議会資料の配付について、⑨議会基本条例について、⑩住民との意見交換について、⑪住民への議員の説明について、である。

また、議長からの追加項目として、①議員全員協議会のあり方について、②議会運営委員会の構成についての要請があり、あわせて審議することに

決定した。

委員からは、①委員長手当の検討、②議員定数の問題が出されたが、本委員会では活性化特別委員会であるため、今後の課題とした。

次に、審議の順序として、①議長、副議長の任期を4年制にすることについて、②議会運営委員会の構成について、③副議長の予算、決算の委員長就任についてを、次回9月定例会までに審議することにした。

最初に、副議長の予算・決算の委員長就任についてを審議した。審議結果は、副議長が予算・決算の委員長の就任については、賛成少数のため否決となり、従来どおり全議員の中から選出することになった。

次に、議会運営委員会の構成について審議した。議会運営委員会は、現在6名で構成している。常任委員長2名は議会運営委員となることは、全員の同意で決定したが、残り4名についての構成について、①会派の人数により決める、②会派に関係なく男女の比率、新しい議員、少数会派も考慮し決める、③議長、副議長及び議長経験者に任せるなどの意見が出され、決定するまでには至らず、次回に持ち越すこととした。

(2) 8月10日の委員会について

前回の委員会に引き続き、議会運営委員会の構成について審議した。意見としては、大きく2つに分かれた。1つは、会派構成によって議会運営委員会の構成を決める。もう1つは、構成は決めないで議長、副議長、常任委員長を決めた後に議会運営委員会のメンバーを決めるという意見であっ

た。審議の結果は、採決により決することとし、賛成多数で会派構成によって決めることに決した。

次に、会派の選出人数について審議した。審議の中で4つの案が出された。①常任委員長2人、保守系2人、共産党1人、無所属1人、②保守系3人、その他3人、③常任委員長2人、保守系1人、共産党1人、民主党1人、無所属1人、④保守系4人、共産党1人、無所属1人であった。しかし、常任委員長が議会運営委員になることは、前回の委員会で決定しているため、2つに整理し審議した。

1つは、保守系2人、共産党1人、無所属1人であり、もう1つは、保守系3人、その他3人である。

採決の結果、賛成多数で、保守系2人、共産党1人、無所属1人の6人で構成することになった。

次に、今回決定した議会運営委員会構成については、次回の議会人事に限るかどうかを審議した。

採決の結果、賛成多数で、議会運営委員会の構成は引き続き踏襲していくことに決定した。

続いて、議長、副議長の4年制について審議した。審議の結果、4年制については反対が多数であり、否決となった。

次に、議会傍聴者に対して議会資料の配付について審議した。議会傍聴については、傍聴規則、様式の改正等が必要となるため、今9月議会は

運用として適用することとし、議案等については閲覧という形をとり、持ち帰りは行わない。また、傍聴者名簿については、1人1枚とすることにした。なお、資料の持ち帰りについては、今後近隣市町村を調査し、審議していくこととした。

以上です。

○柳 勝次議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時17分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○柳 勝次議長 日程第7、報告第4号 平成20年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第4号につきまして、趣旨をご説明申し上げます。

報告第4号は、平成20年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上政策経営課長。

〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 それでは、報告第4号の細部につきまして説明をさせていただきます。

この報告につきましては、平成19年度決算から、法律に基づきまして報告をさせていただいております。

裏面をごらんください。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ黒字でございますので、ハイフンを記載しております。

実質公債費比率につきましては15.0%で、前年度対比いたしますと1.1%上昇しております。

将来負担比率は110.5%で、こちらも2.6%上昇でございます。上昇いたしました要因になりますが、平成20年度の決算統計から、下水道事業の公債費への繰り出しも経費として算入することになったことが主な要因でございます。

括弧内につきましては、本町の早期健全化基準でございまして、この数値と対比していただきますと、健全な財政運営が行える状況がご理解いただけるかと思えます。

参考資料でございますが、1ページは標準財政規模及び財政再生基準の比率もプラスした表でございます。

2ページでございますが、一般会計、特別会計、水道事業会計の実質収支額及び剰余額でありまして、どの会計も黒字でございますので、連結実質収支も黒字ということでございます。

3ページの実質公債費比率の状況をお願いいたします。

実質公債費比率と算出に当たりましての分母でございますが、8、9、10を合計した標準財政規模から⑥、⑦、⑪、⑫、⑬、⑰をマイナスしたものでございます。分子はと申しますと、①から⑥までの合計をしていただき、⑦、⑪、⑫、⑬、⑰をマイナスしたものでありまして、これによって算出されました平成20年度の比率でございますが、15.80910でございます。実質公債費比率につきましては、過去3カ年の平均でございまして、18、19、20年度、3カ年をプラスし3で割りますと15.0となるものでございます。

4ページにつきましては、将来負担比率の算出方法でございますので、ご高覧をいただきたいと思います。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明を終わります。

次に監査委員に、平成20年度嵐山町健全化判断比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

松本代表監査委員。

〔松本武久代表監査委員登壇〕

○松本武久代表監査委員 議長のお許しをいただきましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づき、嵐山町の健全化判断比率について審査しましたので、報告を申し上げます。

審査は、去る7月22日、役場執行部控室におきまして、藤野監査委員とともに実施いたしました。各健全化判断比率は、早期健全化基準を下回るか、または算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、細部につきましては、決算審査意見書をご高覧いただき、ご理解をいただきたいと思います。

以上、甚だ簡単でございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。

以上で提案説明及び細部説明並びに監査報告は終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 3ページなのですけれども、3ページの11と12の違いというのと、嵐山町で14と15の密度補正というのがないわけですが、この密度補正というのは、どういうふうなことになるのか伺えたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

まず、11番、12番の違いというようなことでございますけれども、11番は、事業補正により基準財政需要額に算入された公債費ということでございまして、算入される公債費というのが当然あるわけでございまして、それがこの平成20年度で言いますと1億5,811万7,000円という形になります。

次の12番でございまして、純元利償還金にかかわるものに限るということでございまして、純元利償還金にかかわるものに限るというのがこちらのほうでございまして、この計算する中で、裏の公債費比率につきましては、先ほど申し上げた8、9、10の合計したものが標準財政規模でございまして、それからこういった引けるものというのが、今申し上げた11番、12

番でございます、この辺のところにつきましては、ここに書いてあるとおり
でございます、12番につきましては、純元利償還にかかわるものに限ると
いうような定めがあるものでございます。

13番、15番の密度補正によりまして、基準財政需要額に算入された純
元利償還金、こういったものもございませうけれども、これにつきまして、密度
補正というのは、いろんなその計算式の中で、人口規模でありますとか、高
齢化率でありますとか、いろんな部分をもとに計算をしていくわけございま
せうけれども、こういったものの中でこの密度補正の部分については、嵐山町
については該当しないという部分でございます。

説明がちょっとごちゃごちゃしたかと思えますけれども、よろしく願いま
す。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) そうすると、11番と12番に充てる公債費とい
うの、具体的にはどのようなものが出てくるのか、伺えたらと思うのですけれ
ども、これの純元利償還金にかかわるものに限るといって、公債費で11番
のほうは単純に元金だけになってくるということなのですか。そして、こちら
は純元利償還金というので、元利という形で、この差というのはどこにある
のか伺いたいのですけれども。

だから、逆に言えばどういったものがそれに対応するのかということがわ
かればある程度、それで何本ぐらいその本数があるのかとかいうのわかれ

ばいいかなと思うのですけれども。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えします。

⑪の関係の、例えばどういったものがというようなことでございますけれども、これは財源対策債でありますとか災害復旧債、こういったものが該当するということでございます。それで、12番のほうにつきましては、地域総合整備事業債、こういったものが該当してくるということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) そうすると、11番のほうは、順当たるというか、政府の指導といいますか、地域経済対策にかかわるといって急に膨らんだ債務の部分にかかわってきて、12番のほうは、いわゆる順当といいますか、バブル以降のものではなくて、12番のほうはバブル以降のものというふうに考えてよいでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 今議員の質問されたとおりだというふうに思います。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○柳 勝次議長 日程第8、報告第5号 平成20年度嵐山町資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第5号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第5号は、平成20年度嵐山町資金不足比率の報告についての件でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小澤上下水道課長。

〔小澤 博上下水道課長登壇〕

○小澤 博上下水道課長 それでは、報告第5号についてご説明を申し上げます。

裏面をお願いいたします。まず参考資料、これ見づらくて申しわけありません。おわびをいたします。

まず報告書をごらんください。まず、水道事業会計なのですけれども、水道事業会計の資金不足はありません。参考資料に記載されていますけれども、この真ん中辺のところに流動資産というのがあります。上の欄ですね。見えないと思うのですけれども、これが13億5,125万8,000円になります。真ん中のこれが流動資産です。これから左側のほうのところに流動負債があります。これが1億6,350万5,000円。これを差し引くと11億8,775万3,000円。これは右側というか、いわゆる右寄りに資金不足額だとか剰余額だとかというのがあるのですけれども、そのところが11億8,775万3,000円になりますので、これはマイナスにならないということでございます。したがって、報告書のほうの水道事業会計の資金不足比率の欄は、これはハイフンになっているということでございます。

報告書の数字、この4億8,812万2,000円、これについては、営業収益から受託工事収益の額を引いた金額です。これが事業規模になるということでございます。

次に、下水道事業の特別会計ですけれども、こちらも差し引き資金不足はありません。

これ歳入額が今この下の欄なのですけれども、左のほうの欄で、右側も太線のところから4つ目のところ、これは歳入額なのですけれども、この歳入額が7億 6,609 万 1,000 円から、歳出額は一番左のほう7億 4,061 万 6,000 円、これを差し引くと 2,547 万 5,000 円。これも右側の資金不足額、剰余額というふうなのがあるのですけれども、そのところが 2,547 万 5,000 円という数字が入ってまして、これについてもマイナスにはならないということでございます。したがって、下水道事業特別会計も、資金不足比率、この欄はハイフンとなっているということでございます。

備考欄の数字1億 9,648 万 9,000 円、これについては、下水道料金収入とその他収入でございます。これが事業規模になるということでございます。万一資金不足になって、資金不足を計算する場合には、事業規模のこの額が分母になって、赤字の額が分子になって百分率であらわすということになっております。

以上で細部説明を終わります。

○柳 勝次議長 次に監査委員に、平成 20 年度嵐山町資金不足比率に關しまして、監査委員の報告を求めます。

松本代表監査委員。

〔松本武久代表監査委員登壇〕

○松本武久代表監査委員 議長のお許しをいただきましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条に基づき、嵐山町の資金不足比率を審査しましたので、報告を申し上げます。

審査は、去る7月 23 日、役場執行部控室におきまして、藤野監査委員とともに実施いたしました。資金不足比率は、算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、細部につきましては、決算審査意見書をご高覧をいただき、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、甚だ簡単でございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。以上で提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎議案第64号～議案第70号の上程、説明、質疑

○柳 勝次議長 日程第9、第64号議案 平成20年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第10、第65号議案 平成20年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第11、第66号議案 平成20年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第12、第67号議案 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、第68号議案 平成20年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第14、第69号議案 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第15、第70号議案 平成20年度嵐山町水道事業決算認定についての件、以上の決算議案7件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 それでは、議案第64号から順次説明をさせていただきます。議案第64号は、平成20年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額60億3,261万7,592円、歳出総額58億649万8,475円であり、歳入歳出差引額2億2,611万9,117円から繰越明許費繰越額3,530万円を差し引きました実質収支額は1億9,081

万 9,117 円であります。なお、実質収支額のうち地方自治法第 233 条の2の規定による基金繰入額はございません。

続きまして、議案第 65 号について説明を申し上げます。議案第 65 号は、平成 20 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額 17 億 6,668 万 5,154 円、歳出総額 17 億 3,601 万 2,146 円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は 3,067 万 3,008 円であり、基金繰り入れはございません。

続きまして、議案第 66 号について説明を申し上げます。議案第 66 号は、平成 20 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額 1 億 4,941 万 4,948 円、歳出総額 1 億 4,455 万 1,145 円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は 486 万 3,803 円であり、基金繰り入れはございません。

続きまして、議案第 67 号についてご説明申し上げます。議案第 67 号は、平成 20 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入総額 1 億 3,026 万 516 円、歳出総額 1 億 2,959 万 1,422 円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は 66 万 9,094 円であり、基金繰り入れはございません。

続きまして、議案第 68 号についてご説明申し上げます。議案第 68 号は、平成 20 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額 9 億 4,034 万 7,930 円、歳出総額 8 億 5,118 万

8,212 円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は 8,915 万 9,718 円であり、基金繰り入れはございません。

続きまして、議案第 69 号について説明を申し上げます。議案第 69 号は、平成 20 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件についてでございます。歳入総額 7 億 6,609 万 1,734 円、歳出総額 7 億 4,061 万 6,320 円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は 2,547 万 5,414 円であり、基金繰り入れはございません。

以上、議案第 64 号から議案第 69 号は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

続きまして、議案第 70 号についてご説明申し上げます。議案第 70 号は、平成 20 年度嵐山町水道事業決算認定についての件でございます。

平成 20 年度業務状況は、給水人口 1 万 9,179 人、給水戸数 7,321 戸、年間総配水量 316 万 532 立方メートル、総有収水量 271 万 1,690 立方メートル、有収率 85.80%と、前年に比べて 1.07 ポイントの増となりました。

経営状況は、税抜きで事業収益 5 億 63 万 1,607 円に対して、事業費用は 4 億 372 万 6,593 円で、当年度純利益 9,690 万 5,014 円であります。

次に、資本的収入及び支出についてでございますが、収入額が 371 万 1,250 円に対しまして、支出額 2 億 2,018 万 2,418 円で、不足する額と

なる2億1,647万1,168円は、減債積立金、建設改良積立金等で補てんをいたしました。

以上、議案第70号は、公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきますが、なお歳入につきましては、会計管理者及びそれぞれの担当課長より説明をさせていただきます。

○柳 勝次議長 この際、暫時休憩いたします。

午後の再開は、午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午後 1時31分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

既に各決算に対する提案説明が終わっておりますので、続いて細部説明を行います。

一般会計歳入歳出決算及び財産に関する調書についての細部説明を求めます。

田幡会計管理者兼会計課長。

〔田幡幸信会計管理者兼会計課長登壇〕

○田幡幸信会計管理者兼会計課長 それでは、議案第64号 一般会計歳入歳出決算について細部の説明を申し上げます。

収支の状況を歳入から申し上げます。決算書の 46 ページ、47 ページをお願いいたします。下欄の歳入合計欄をごらんいただきたいと思います。当初予算額は 56 億 8,200 万円でありました。補正予算額は、6回の補正を行い6億 802 万 8,000 円でありました。次に、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額は1億 2,749 万 4,000 円でありました。これは、菅谷東西線整備工事ほか4事業のまちづくり交付金事業の繰越明許費繰越額で、国庫補助金 8,000 万円、地方債 3,420 万円、一般財源 1,329 万 4,000 円があります。次に、これらを合わせた予算現額は 64 億 1,752 万 2,000 円となりました。

次に、調定の状況ですが、調定額は 63 億 1,026 万 5,293 円で、予算額に対し 1.7%の減となっております。また、収入済額は 60 億 3,261 万 7,592 円で、収入割合は 95.6%でありました。前年度と比較しますと 8,515 万 7,045 円の増額となり、率では 1.4%の増でありました。

なお、町財政の根幹であります町税は 30 億 1,703 万 5,084 円で、前年度より1億 5,587 万 7,066 円減少し、歳入総額に占める割合は 50.0%でありました。減額の主な理由は、法人町民税の減であります。

そのほか主なものを収入済額と増減額を申し上げますと、地方交付税は 4億 9,153 万 3,000 円で 4,810 万 2,000 円の減額、国庫支出金は6億 7,698 万 2,810 円で2億 6,617 万 7,892 円の増額。主な理由は、まちづくり交付金や地域活性化緊急安心実現総合対策交付金の増でありま

す。なお、町債は4億4,478万9,000円で、2,551万5,000円の減額となりました。

次に、不納欠損額の状況ですが、総額は2,796万5,145円で、これは町税でございます。不納欠損処理の理由といたしましては、地方税法第15条の7、第4項に該当の滞納処分の停止が3年間継続し消滅したものが207件、1,895万3,505円と、地方税法第18条に該当の時効により消滅したものが620件、901万1,640円でございます。その結果、収入未済額は2億4,968万2,556円となりました。

次に、204ページ、205ページをお願いいたします。歳出の状況ですけれども、同じく下欄の歳出合計欄をごらん願います。当初予算額、補正予算額、継続費及び繰越事業費繰越額及び予算現額につきましては、先ほどの歳入と同額であります。支出済額は58億649万8,475円で、執行率は90.5%でございます。前年度と比較しますと4,194万5,916円の増額で、率では0.7%の増でありました。

主な支出済額と増減額を申し上げますと、総務費は10億339万7,378円で6,956万4,729円の減額、これの主な理由は、財政調整基金等の積み立ての減や選挙事務の減であります。農林水産業費は9,717万7,945円で6,634万1,714円の減額、主な理由は、県営圃場整備事業の終了による減であります。土木費は10億5,369万3,575円で1億1,098万3,367円の増額、主な増額の理由は、幹線道路整備事業や生

活道路整備事業の増によるものであります。教育費は6億 5,179 万 3,374 円で1億 483 万 1,576 円の増額、主な理由といたしまして、給食調理場の建設事業であります。公債費は8億 1,718 万 53 円で 5,238 万 4,400 円の減額となりました。

次に、平成 21 年度への繰越状況についてでございます。翌年度繰越額は、繰越明許費で4億 7,358 万 1,000 円であります。これは、定額給付金事業、子育て応援特別手当支給事業、まちづくり交付金事業、地域活性化生活対策臨時交付金事業及び高齢者医療制度円滑事業の5事業、17 件でございます。これの未収入特定財源は、国庫支出金3億 5,169 万 710 円、地方債 8,630 万円であります。その結果といたしまして、不用額が1億 3,744 万 2,525 円となりました。また、予備費の充当につきましては 2,022 万 1,200 円でございます。

なお、昨年の財務会計システムの変更によりまして、本年度の決算書から事項別明細書の備考欄の表示が事業名表示から変更になりまして、当初予算書の説明欄の表示と同じになりましたので、ご参照願います。

次に、次のページ 206 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は 60 億 3,261 万 7,592 円、歳出総額は 58 億 649 万 8,475 円、歳入歳出差引額は2億 2,611 万 9,117 円となり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額 3,530 万円で、これを除いた1億 9,081 万 9,117 円が実質収支額となりました。実質収支

額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありませんでした。

次に、335 ページをお願いいたします。財産に関する調書であります。

1の公有財産であります。土地及び建物ですが、土地の決算年度末現在高は、行政財産、普通財産を合わせまして91万8,317平方メートル、建物の決算年度末現在高は、行政財産、普通財産合わせまして5万1,626平方メートルとなりました。

下欄の行政財産の数値に変更が生じたところの変更理由を申し上げます。土地のうち、公園の199平方メートルの増は、旧嵐山亭跡地のポケットパークであります。建物のうち、公園の27平方メートルの増は、ただいまのポケットパーク休憩所7平方メートルの増と、東原第2公園の公衆便所及び倉庫の20平方メートルの増であります。また、建物のその他の施設の139平方メートルの減は、アイプラザの一部を喫茶コーナーにしたことによる減でありまして、行政財産から次のページの普通財産に変更したものであります。

次のページをお願いいたします。普通財産の土地のうち、雑種地の474平方メートルの減は、株式会社ヒシヌママシナリーへ売却したものであります。

その下のその他339平方メートルの増は、将軍沢福島氏からの寄附による増でございます。

次の 337 ページをお願いいたします。出資による権利でございます。20 年度は、地方公営企業等金融機構出資金といたしまして 100 万円の増であります。決算年度末現在高は 14 件、1 億 1,292 万円でございます。

次のページをお願いいたします。物品でございます。金額が 50 万円以上のものを記載してあります。自動車で増減がありますが、その他の変動はございませんでした。ご高覧願います。

次に、340 ページをお願いいたします。基金の状況でございます。一番下の段に新たになりました介護従事者処遇改善臨時特例基金が加わりまして、14 の基金となりました。決算年度末の基金の総額は 4 億 8,105 万 3,000 円でございます。このうち定額運用基金は、奨学資金貸付基金ほか 4 基金で、金額は 1 億 2,400 万円、その他の基金は、財政調整基金ほか 8 基金で 3 億 5,705 万 3,000 円となりました。

なお、定額金の運用につきましては、定額基金運用状況調書をお配りしてありますので、ご高覧願います。

以上、簡単ですが、議案第 64 号 一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書及び決算概要を記載しました主要な施策の説明書を配付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○柳 勝次議長 続いて、各特別会計の細部説明を担当課長に求めます。

まず、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、老人保健特別会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算について細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、議案第 65 号 平成 20 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部について、ご説明をさせていただきます。

最初に、主要な施策の説明書をごらんいただきたいと思います。141 ページをお願いいたします。141 ページでございますが、最初に1の(1)被保険者数、世帯数の状況の表をごらんください。平成 20 年度末現在で、加入世帯数は 2,986 世帯、被保険者数は 5,490 人でございます。町全体に占める割合は、世帯で 41.9%、人口で 29%となっております。19 年度に比較いたしますと、大幅に減になっております。これは、後期高齢者医療制度の創設によりまして、75 歳以上の方が国保から後期に移られたということでございます。

次に、2、決算の概要の(1)です。総括収支の状況の表でございます。平成 20 年度決算は、平成 19 年度に比較し、歳入で約 7,900 万円、歳出で約 4,500 万円の減となっております。翌年度繰越額は 3,067 万 3,008 円でございます。

次に、142 ページをお願いいたします。(2)歳入の状況の表でございます。歳入の主なものは、区分で追っていきますと、1の国民健康保険税が構成比率 29.5%、国庫支出金 21.6%、前期高齢者交付金 15.3%、共同事業交付金 10.4%でございます。この4項目で全体の 76.8%を占めております。19 年度に比較をいたしますと、比較増減の欄をごらんいただきますように、非常に高額が増減が多くなっております。これは、後期高齢者医療制度の創設、あるいは老人保健制度の廃止、退職者医療制度の改正などの医療制度改革による影響でございます。

次に、(3)歳出の状況の表をごらんください。2の保険給付費が構成比 65.1%で、歳出の大半を占めております。また、後期高齢者医療制度の開始によりまして、3の後期高齢者支援金が創設をされ、また老人保健制度の廃止によりまして、5の老人保健拠出金が大幅な減となっております。

続きまして、143 ページをお願いいたします。3の保険税の状況、(1)収納状況の表でございます。収納率、計欄をごらんいただきますと、収納率は全体で 79.35%、前年度が 81.45%でございます。2.1 ポイント下がっているという状況でございます。

次に、(2)保険税の不納欠損の内訳の表でございます。時効の成立及び居所不明等の理由によりまして、計 1,167 件、1,983 万 40 円を不納欠損をいたしております。

以上、主要な施策から決算書のほうで説明をさせていただきたいと思

ます。決算書につきましては、218 ページからお願いをいたします。218 ページ、まず歳入でございますが、1款国民健康保険税は、一般、退職を含めて収入済額5億 2,082 万 6,363 円でございます。

2款につきましては説明を省略させていただきまして、3款国庫支出金は、収入済額3億 8,206 万 912 円でございます。続いて、220 ページをお開きいただきまして、この内訳としましては、1項国庫負担金の1目療養給付費等負担金の収入済額が3億 1,831 万 2,297 円でございます。これは、療養給付費分、老人保健医療費拠出金分及び介護納付金分の納付に要する費用の国庫負担分が交付されたものでございます。2目の高額医療費共同事業負担金は、標準高額医療費拠出金の4分の1に相当する額 845 万 6,615 円が交付されました。5目の特定健康診査等負担金は、特定健康診査及び特定保健指導に対しまして、対象経費の3分の1が交付されたものでございます。次に、2項国庫補助金の1目財政調整交付金は、収入済額 5,305 万 9,000 円ございまして、財政力の不均衡を調整するために交付される普通調整交付金、並びに特別の事情において交付される特別調整交付金が、それぞれ交付されたものでございます。

次に、4款療養給付費交付金は、収入済額1億 6,948 万 7,000 円で、退職被保険者等に係る医療給付に対しまして支払基金から交付されたものでございます。

次に、5款前期高齢者交付金は 20 年度に創設をされました。65 歳から

74歳の前期高齢者の加入率に応じた保険者間の負担の不均衡を調整する目的で交付されたものでございまして、2億7,058万69円が交付されております。

次に、6款県支出金ですが、222ページをごらんいただきまして、1項1目高額医療費共同事業負担金は、国庫負担金と同様に、標準高額医療費拠出金の4分の1に相当する額845万6,615円が交付されております。また、2目の特定健康診査等負担金も、国庫負担金と同額が県負担分として交付されたものでございます。2項県補助金の2目第1号県調整交付金は、収入済額5,827万7,000円でございます。これは定率国庫負担が平成17年度から段階的に減少したことに対します激変緩和として交付されるものでございます。3目の第2号県調整交付金は、収入済額2,281万5,000円で、人件費、レセプト点検、人間ドック等の実施に対し交付されたものでございます。

次に、8款共同事業交付金は、収入済額1億8,374万770円でございます。1項1目共同事業交付金は、レセプト1件80万円を超える高額療養費について、当該超える額の100分の59に相当する額が交付されましたもので、対象件数は133件でございます。また、2目の保険財政共同安定化事業交付金は、1件30万円を超えるレセプトのうち、自己負担相当分の8万円以上から高額医療共同事業の80万円までの医療費の合計額の100分の59に相当する額が交付されましたもので、対象件数は659件で

ございます。

9款については説明を省略させていただきます。

次に、224 ページ、10 款繰入金でございます。1項1目一般会計繰入金は、収入済額 4,938 万 2,840 円です。その内訳は、1節の保険基盤安定繰入金として、低所得者に係る保険税軽減相当額の 1,779 万 9,840 円、2節の出産育児一時金繰入金は、支給基準額の3分の2に相当する額の 583 万 3,000 円が、3節の国保財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化、税負担の平準化に資するために繰り入れられた額で 517 万 2,000 円が、4節のその他繰入金は、事務費にかかわる経費の 1,403 万円が、そして、5節の保険基盤安定繰入金は保険料軽減対象になった一般被保険者数に応じて算定した額 654 万 8,000 円が繰り入れられたものでございます。次に、2項の基金繰入金ですが、保険給付費支払準備基金より 2,600 万円を繰り入れております。

次に、11 款繰越金ですが、収入済額 6,517 万 4,300 円です。内訳としまして、1項1目療養給付費交付金繰越金が 145 万 3,118 円と、2目その他繰越金、これは前年度の繰越金でございまして、6,372 万 1,182 円でございます。

次に、226 ページの 12 款については説明を省略させていただきます。

以上、歳入でございますが、228 ページ、歳入合計欄をごらんいただきまして、当初予算額 17 億 9,813 万円、補正予算額 468 万 5,000 円の増

で、予算現額は 18 億 281 万 5,000 円でございます。調定額 19 億 220 万 3,920 円に対しまして、収入済額が 17 億 6,668 万 5,154 円、不納欠損額 1,983 万 40 円でございます。

続きまして、230 ページの歳出に入らせていただきます。まず、1 款総務費は、支出済額 1,694 万 3,293 円です。人件費、事務執行経費等でございますが、説明は省略させていただきます。

次に、232 ページをお願いいたします。2 款保険給付費は、支出済額 11 億 3,072 万 1,838 円です。内訳としまして、1 項 1 目一般被保険者療養給付費は 8 億 4,556 万 5,864 円で、その件数は 5 万 6,865 件です。前年度と比較しまして 2 万 1,232 件、2 億 6,451 万 6,617 円の大幅な増となっております。これは、退職者医療制度の改正によりまして、退職被保険者が一般被保険者へ移ったためでございます。その反対に、2 目の退職被保険者等医療給付費は、支出済額 1 億 4,002 万 3,149 円で、件数は 8,188 件でございます。前年度と比較しまして 1 万 9,344 件、2 億 5,604 万 4,841 円の減となっております。3 目から 5 目につきましては省略させていただきます。

次に、234 ページをお願いいたします。2 項高額療養費でございますが、支出済額 1 億 1,420 万 1,817 円です。一般被保険者分 1,313 件、退職被保険者分 236 件でございます。

次に、4 項 1 目出産育児一時金は、支出済額が 715 万円で、件数は 20

件でございます。なお、21年1月から35万円から38万円に引き上げをさせていただいたところでございます。

236ページをお願いいたします。5項1目葬祭費は、支出済額230万円、件数は46件でございます。

次に、3款後期高齢者支援金は、支出済額2億884万7,193円です。後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、被保険者に係る負担対象額の12分の1に相当する額を支出しております。

4款前期高齢者納付金は、保険者間の前期高齢者の偏在、不均衡の調整を図るもので、41万6,902円を支出しております。

次に、5款老人保健拠出金ですが、支出済額4,538万554円です。老人保健制度の廃止に伴いまして大幅な減となっております。

238ページをお願いいたします。6款介護納付金は、支出済額8,286万2,252円で、支払基金に納付をいたしました。

7款共同事業拠出金は、支出済額1億7,808万5,167円でございます。この制度は、県内の市町村、国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るために、1件30万円を超える医療費を対象に、一定割合により拠出をいたしておるものでございます。

次に、8款保険事業費は、支出済額2,299万4,660円でございます。この中で、1項1目の疾病予防費は、支出済額1,363万9,439円で、人間ドック、脳ドック、子宮がん及び乳がん等の検診委託料が主なものでござい

ます。受診者数等につきましては、主要な施策の説明書のほうに記載をさせていただきますのでご高覧ください。

次に、240 ページをお願いいたします。2項の特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導に係るものでございますが、861 万 3,721 円を支出しております。なお、特定健康診査の受診結果でございますが、目標率 30%に対しまして、20 年度の実施率は 32.7%でございました。

9款基金積立金は、保険給付費支払準備基金へ利子分を含め 4,007 万 9,007 円の積み立てを行っておりまして、基金の年度末現在高は 4,684 万 6,682 円でございます。

10 款以下については説明を省略させていただきます。

以上、歳出でございますが、242 ページ、歳出合計欄をごらんいただきまして、当初予算額 17 億 9,813 万円、補正予算額 468 万 5,000 円の増で、予算現額 18 億 281 万 5,000 円、支出済額が 17 億 3,601 万 2,146 円、不用額 6,680 万 2,854 円でございます。

次に、244 ページ、実質収支に関する調書につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第 66 号 平成 20 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

252 ページをお願いいたします。まず、本会計の 20 年度決算の特徴で

ございますが、老人保健制度の廃止に伴いまして、20年3月の1カ月分と過年度精算分のみでの決算のために、歳入歳出ともに19年度に比較しますと大幅に減となっております。

では、歳入でございます。1款支払基金交付金は、収入済額6,090万4,192円で、交付率は、一定所得者分の医療費については10分の10の割合で、75歳以上の一般分の医療費については10分の5の割合で概算交付されたものでございます。

次に、2款国庫支出金は、収入済額5,624万6,451円でございます。現年度分は医療給付額の12分の4に相当する額として2,620万1,573円が概算交付されました。また、過年度分として3,004万4,878円が交付されております。

次に、3款県支出金、1項1目医療費県負担金は、医療給付額の12分の1に相当する額として982万721円が概算交付されました。

4款繰入金は、一般会計繰入金で収入済額2,242万8,000円でございます。医療費分として、医療給付額の12分の1に相当する額930万1,000円を、事務費分として75万3,000円を、さらに国庫負担金等の現年度未交付分として1,237万4,000円を繰り入れさせていただきました。

次に、254ページをお願いいたします。5款の繰越金でございますが、平成19年度の決算が赤字決算でございますために、繰越金はございませんでした。

次に、6款諸収入については省略させていただきます。

以上、歳入でございまして、歳入合計当初予算額1億 1,106 万 8,000 円、補正予算額 3,728 万 9,000 円の増で、予算現額1億 4,835 万 7,000 円に対しまして、調定額、収入済額ともに1億 4,941 万 4,948 円でございます。

次に、256 ページの歳出をお願いいたします。1款総務費は、支出済額 99 万 1,017 円です。主な内容は、レセプト点検の賃金及び共同電算処理の委託料でございます。

2款の医療諸費ですが、支出済額1億 1,413 万 3,337 円です。主なものは、1目の医療給付費で1億 669 万 2,748 円です。受診件数は 3,380 件でございます。

次に、3款諸支出金であります。主として次の 258 ページの2項1目の一般会計繰出金でございまして、支出済額が580 万 5,860 円です。これは、19 年度の精算分を繰り出したものでございます。

最後に、5款前年度繰上充用金であります。平成 19 年度決算が赤字となったために、20 年度予算より 2,357 万 2,000 円を繰り上げ充用させていただいたものでございます。

以上、歳出でございまして、歳出合計欄の当初予算額1億 1,106 万 8,000 円、補正予算額 3,728 万 9,000 円の増で、予算現額が1億 4,835 万 7,000 円に対しまして、支出済額が1億 4,455 万 1,145 円、

不用額 380 万 5,855 円でございます。

次の 260 ページ、実質収支に関する調書は省略をさせていただきます。

続きまして、議案第 67 号 平成 20 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

268 ページをお願いいたします。268 ページでございます。まず、この会計は平成 20 年度が初年度でございます。ご承知のとおり、後期高齢者医療制度は、埼玉県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営を行っております。市町村は、当該区域内の被保険者から保険料を徴収し、広域連合に納付する業務を行っておりまして、この特別会計は、その徴収及び納付に関する事業費が主な内容でございます。

では、歳入から説明させていただきますが、1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額 1 億 375 万 1,400 円です。特別徴収及び普通徴収に係るものでございますが、本町の 20 年度の収納率は、特別徴収分が 100%、普通徴収分が 99.87% ございまして、この収納率は、埼玉県の中で順位では 2 位でございます。

次に、4 款繰入金は、収入済額 2,649 万 2,000 円で、一般会計から事務費分及び保険基盤安定分を繰り入れをしております。なお、保険基盤安定繰入金は、低所得者保険料軽減分の 4 分の 1 の町負担分でございます。

6 款は省略させていただきます。

以上、歳入ですが、270 ページをごらんいただきまして、歳入合計欄の

当初予算額1億 4,535 万 1,000 円、補正予算額 276 万 5,000 円の増で、予算現額1億 4,811 万 6,000 円、収入済額は1億 3,026 万 516 円でした。

次に、272 ページ、歳出をお願いいたします。1款総務費は、支出済額 144 万 7,817 円で、保険料徴収に要する事務経費でございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額1億 2,814 万 3,605 円で、これは徴収いたしました保険料に、保険料軽減分の町負担分を加えた額を納付したものでございます。

以上、歳出でございますが、274 ページをごらんいただきまして、歳出合計欄の当初予算額1億 4,535 万 1,000 円、補正予算額 276 万 5,000 円の増で、予算現額が1億 4,811 万 6,000 円に対し、支出済額1億 2,959 万 1,422 円、不用額 1,852 万 4,578 円でございます。

次の 276 ページ、実質収支に関する調書は省略をさせていただきます。

以上をもちまして細部説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○柳 勝次議長 続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算について細部説明を求めます。

岩澤健康福祉課長。

〔岩澤浩子健康福祉課長登壇〕

○岩澤浩子健康福祉課長 それでは、議案第 68 号の細部につきましてご

説明申し上げます。

恐れ入りますが、主要な施策の説明書の 181 ページをお開きいただき
たいと思います。1の被保険者世帯数の状況でございます。平成 20 年度末
現在の第1号被保険者のいる世帯数は 2,929 世帯で、全世帯数の
39.9%となっております。第1号被保険者数は 4,182 人で、昨年度末から
187 人の増加でございまして、人口の 21.74%に当たります。増減内訳に
つきましては、(3)のとおりでございます。

次に、(4)の所得段階別の第1号被保険者数の状況でございますが、基
準額の第4段階の方が 1,635 人と最も多く、39.1%を占めておりまして、
次いで第5段階の方が 1,082 人で 25.9%となっております。

次のページの(5)の要介護、要支援の認定者数の状況でございます。
年度末における認定者数は 546 人で、昨年度末と比べますと 14 人の増と
なっております。介護度別に見ますと、要介護2の方が最も多く 106 人で
19.4%、次いで要介護3の方が 97 人で 17.8%の割合となっております。

(6)の居宅介護サービスの受給者数の状況でございますが、認定を受
けておられる方 546 人中 295 人、54%の方が居宅介護サービスを利用さ
れております。

(7)の地域密着型サービスの受給者数につきましては、認知症対応型
共同生活介護、いわゆるグループホームを利用されている方でございまし
て、17 人となっております。

次のページの(8)は、施設介護サービスの受給者数の状況でございます。111人の方が利用されておまして、認定者数の20.3%となっております。昨年度末と比較いたしますと13人の増で、主に介護老人福祉施設への入所となっております。

(9)のサービス未利用者数につきましては123人で、認定者数の22.5%に当たっております。昨年度末と比べますと11人の増となっておりますけれども、これらの方々につきましては、比較的介護度の低い方は住宅改修や福祉用具の購入のサービスを利用され、ご自身で頑張っていってしゃったり、ご家族の介護によって過ごされている方が多くおられます。また、介護度の重い方で利用されていない方につきましては、入院をされている方が多い状況でございます。

それでは、恐れ入りますが、決算書のほうをお願いいたします。288ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入の1款保険料でございます。調定額2億1,390万987円、収入済額2億482万9,460円、不納欠損額8万6,246円、収入未済額898万5,281円、歳入決算額に占める割合は21.8%でございます。収納率は95.76%で、前年度と比較しまして0.83%下回っております。内訳といたしますと、特別徴収は100%、普通徴収の現年度分が89.01%、滞納繰越分が6.65%でございます。不納欠損額8万6,246円は、居所不明者等3件分を不納欠損とさせていただきます。滞納の状況でございますが、898万5,281円、実人数で112人とな

っております。

次に、3款の国庫支出金でございますが、収入済額が1億8,539万3,280円でございます。このうち国庫負担金の介護給付費負担金が定率負担分としまして1億5,071万5,000円交付されたところでございます。国庫補助金の調整交付金につきましては、平成20年度調整基準標準給付費の2.69%、1,999万3,000円が交付されたものでございます。

290ページの6目の介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、介護従事者の処遇改善を図るため介護報酬が改定されることに伴う介護保険料の上昇を抑えるためなど、国の緊急対策として936万6,125円が交付されております。

続いて、4款の支払基金交付金でございますが、収入済額が2億3,324万7,000円でございます。第2号被保険者の保険料でございます。社会保険診療報酬支払基金から20年度の標準給付費及び介護予防事業費の31%が交付されたものでございます。

次に、第5款の県支出金の収入済額1億1,760万1,077円でございますが、1項の県負担金といたしまして、介護給付費の定率負担分1億1,536万1,000円、2項の県補助金は、介護予防事業の定率負担分として224万77円が交付となっております。

次に、292ページをお願いいたします。7款の繰入金でございます。収入済額1億3,355万6,077円で、このうち一般会計からの繰入金としまし

て介護給付費繰入金が1億 1,359 万 250 円、これにつきましては、20 年度の標準給付費の町負担分として 12.5%を一般会計から繰り入れたものでございます。

294 ページをお願いいたします。8款の繰越金につきましては、収入済額 6,536 万 961 円で、前年度からの繰越金でございます。

296 ページをお願いいたします。歳入合計でございますけれども、当初予算額9億 5,256 万 5,000 円、補正予算額 7,696 万 5,000 円で、予算現額が 10 億 2,953 万円、調定額が9億 4,941 万 9,457 円、収入済額9 億 4,034 万 7,930 円、不納欠損額8万 6,246 円、収入未済額 898 万 5,281 円でございます。

続きまして、298 ページの歳出をお願いいたします。1款の総務費でございますが、支出済額1,555 万 4,905 円でございます。1項の総務管理費の主なものといたしましては、13 節の委託料で介護報酬及び介護保険料の改定に伴う介護保険システム改修業務委託料でございます。3項の介護認定審査会費 997 万 1,095 円につきましては、比企広域への負担金と主治医の意見書作成料及び訪問調査の委託料でございます。

300 ページをお願いいたします。2款保険給付費は、支出済額が7億 4,269 万 8,810 円でございます。歳出決算額の 87.3%を占めております。1項の介護サービス費等諸費のうち1目の居宅介護サービス給付費2 億 5,985 万 351 円は、指定居宅介護サービス事業者が要介護者に提供し

た居宅介護サービス費用の9割を給付したもので、年度末で295人の方が利用されております。3目の地域密着型介護サービス給付費は、支出済額が4,404万1,047円で、主にグループホーム事業者に対し給付したものでございます。5目の施設介護サービス給付費につきましては、支出済額が3億3,178万4,218円で、年度末現在111人の方の利用となっております。302ページをお願いいたします。9目の居宅介護サービス計画給付費は、支出済額2,701万2,600円で、要介護者に対しケアプランを作成した費用といたしまして、2,548件分を介護支援サービス事業者に10割給付したものでございます。

2目の介護予防サービス等諸費3,555万3,747円でございますが、介護認定におきまして、要支援1または要支援2と判定された方に対しまして、状態の改善と悪化の予防のためのサービスを提供したものでございます。主なものといたしましては、1目の介護予防サービス給付費の3,026万9,187円です。要支援者に提供した居宅支援サービス費用の9割を給付したものでございます。

304ページをお願いいたします。3項のその他諸費でございますが、審査支払手数料104万1,237円につきましては、国保連合会へ介護保険の審査支払い業務を委託しておりまして、1件当たり90円30銭の手数料を支払うもので、1万1,531件分となっております。

続いて、4項の高額介護サービス費の1,238万8,844円でございます

が、1割の利用者負担額が高額にあった場合、負担額の上限を定めまして、超えた分について償還払いで給付したものでございまして、1,189件となっております。

5項1目の特定入所者介護サービス費2,835万5,650円につきましては、低所得の方の介護保険施設等における食費と居住費の負担限度額を超えた部分について給付したものでございまして、1,100件分というふうになっております。

306ページをお願いいたします。3款地域支援事業費の1目介護予防特定高齢者施策事業費326万6,236円につきましては、今後介護や支援が必要となる可能性が高い高齢者の方に対しまして、介護予防のための元気はつらつ教室や訪問歯科事業を実施いたしました。2目の介護予防一般高齢者施策事業610万9,661円につきましては、介護や支援を必要としない元気な高齢者に対しまして、介護予防に関するさまざまな講習会等を実施したところでございます。

308ページをお願いいたします。2項の包括的支援事業任意事業434万7,435円でございますが、主なものといたしましては、次のページの5目の任意事業費の委託料の310万6,000円で、配食サービス事業委託料でございます。実人数で昼食が392人、夕食が178人となっております。

次に、4款の基金積立金でございますが、介護給付費準備基金へ3,253万8,982円、介護従事者処遇改善臨時特例基金へ936万6,125

円の積み立てを行いました。平成 20 年度末の基金残高は、介護給付費準備基金が 5,616 万 1,820 円、介護従事者処遇改善臨時特例基金が 884 万 1,125 円でございます。

5 款の諸支出金が、支出済額 3,730 万 6,058 円でございます。そのうち 2 目の償還金は、平成 19 年度決算における精算分といたしまして国、県、支払基金への返還金、それと平成 20 年度分として財政安定化基金への償還金でございます。

2 項の繰出金 1,483 万 7,793 円につきましては、次のページの一般会計繰出金でございまして、町の介護給付費負担金における前年度の精算分として一般会計へ繰り出したものでございます。

6 款の予備費につきましては、介護給付費準備基金へ 4,000 円充用いたしまして、予算現額が 365 万 5,000 円となっております。

歳出合計でございます。当初予算額 9 億 5,256 万 5,000 円、補正予算額 7,696 万 5,000 円で、予算現額が 10 億 2,953 万円、支出済額 8 億 5,118 万 8,212 円、不用額 1 億 7,834 万 1,788 円、執行率が 82.7% ございました。

314 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、ご高覧いただきたいと存じます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○柳 勝次議長 この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時45分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、下水道事業特別会計歳入歳出決算及び水道事業決算について細部説明を求めます。

小澤上下水道課長。

〔小澤 博上下水道課長登壇〕

○小澤 博上下水道課長 それでは、まず下水につきましては、主要な施策の説明書のみでございます。201 ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。まず、事業の概要なのですけれども、全体計画面積と認可計画面積については変更ありません。処理区域面積ですけれども、これが 254.3 ヘクタール、これは 19 年度は 245.5 ということで、8.85 ヘクタールふえました。行政人口ですけれども、1万 8,951 人、これにつきましては 103 人の減、全体計画面積は変わらず。処理区域内人口なのですけれども、1万 227 人は、これは 4 人減っております。それから、水洗化人口ですけれども、8,600 人、これにつきましては、19 年度は 8,312 人ということで、288 人ふえておまして 3.5% の増ということでございます。それから、人口普及率 54%、これは 0.3% ふえております。この 54% は、行政人口 1万 8,951 人

分の処理区域内人口1万 227 人でございます。それから面積普及率、これが 60.8%ということで 2.1%の増。これにつきましては、418 分の 254.3 ということでございます。それから、水洗化率については 84.1%、これが 2.9%の増と。水洗化率は、1万 227 人分の 8,600 人ということでございます。

それから、決算の概要ですけれども、総括収支の状況は、歳入合計は7 億 6,609 万 1,734 円、それから歳出合計7億 4,061 万 6,320 円、歳入歳出差引額が 2,547 万 5,414 円、翌年度繰越額はそのままということでございます。

202 ページをお願いいたします。歳入の状況ですが、款別なのですがけれども、1款の分担金及び負担金、決算額が 447 万 9,320 円、これは 2,633 万 5,500 円の減ということでございます。

それから、2款の使用料及び手数料1億 9,292 万 1,894 円、これは 134 万 4,406 円の減ということで、この使用料が前年度割れとなるのは、下水道会計が始まって以来ということでございます。100 年に1回というわけではございません。

それから、3番の国庫支出金、これは 5,000 万円ということでございます。これが 200 万円の増と。

それから、4款繰入金については2億 5,900 万円で、1,900 万円の増ということでございます。

それから、5款の繰越金、これは1,382万2,900円です。

それから、7款の町債2億4,230万円、これは1億5,200万円ふえて
いると。これは、借換債による増加ということでございます。

それから、歳出の状況ですけれども、総務費は決算額は5,387万
6,086円、それから事業費については2億9,015万3,271円というこ
とです。これはほとんど変化はないということです。

それから、公債費ですけれども、3億9,658万6,963円、これにつきま
しても財政健全化の繰り上げ償還分というものが1億3,363万500円ほ
ど入っております。そして、歳出合計が7億4,061万6,320円というこ
とでございます。

そして、詳しいのが203ページからちょっと申し上げます。下水道事業の
負担金なのですけれども、このところ先ほど2,600万円ほど減っている
ということですが、これは減っている原因につきましては、志賀本竹地
区の収入金額が88万2,920円ということでしたけれども、これは19年度
からの賦課が始まって19年度が2,092万6,560円あったので、2,004
万3,640円ほど減っているということでございます。

それから、2款使用料及び手数料なのですけれども、使用戸数について
は3,422戸、これ153戸ほどふえていると、にもかかわらず減っているわ
けですけれども、この収入額は、現年度分が1億8,397万6,093円、それ
から滞納繰越分収入額が882万7,801円なのですけれども、それと合計

が1億9,280万3,890円、これにつきましては、使用料は133万2,406円ほど減っているということでございます。この減ったのは、花見台の工業団地を46社ちょっと調べたのですけれども、平成19年度が6,571万65円、それから平成20年度が6,458万1,124円ということで、金額にすると112万8,941円が減っているということなのです。使用料についても、20年度の前半は前年度を上回るペースで伸びていたのですけれども、後半に入って失速をしたということでございます。

それから、第3款の国庫支出金、下水道事業費の補助金ですけれども、これは5,000万円ということで、補助率は2分の1ということでございます。

次のページ204ページをお願いします。7款町債なのですけれども、一番下の下水道事業債の流域下水道事業債3,090万円、これは市野川の水循環センターの建設費負担金の起債ということでございます。

それから205ページ、下水道事業の借換債、これが1億3,330万円ということなのですけれども、これにつきましては、財政の健全化計画で認められた繰上償還をするために借換債を発行したというものでございまして、上の公営企業等金融機構分4,390万円については、5.5%から6.7%で借りていた6本分の償還に充てたということで、これの未償還利子が1,672万8,816円。それから、武蔵野銀行分の8,940万円のところなのですけれども、これについては6.2%から6.6%で借りていた4本分、これの未償還利子が3,963万7,428円。それで、この借換債の効果なのですけれど

も、借換債の発行による利子の削減額につきましては、借換債の利子が、武蔵野銀行で借りたわけなのですから、1,110万5,178円、先ほどの未償還利子を合計すると5,636万6,244円ですので、4,524万3,066円というふうなことになります、これが借換債の効果というふうなことになります。

続きまして、歳出207ページをお願いいたします。15節の工事請負費、合計額が1億917万9,000円ということで、ここにいろいろ書いてありますけれども、上の平成20のH20の1工区、それからH20の2工区、H20の3工区、この3つが制限付きの一般競争入札というのでやらせていただきました。2番目のH20の2工区というのが3社のみの応札で、あとは指名でやったということでございます。金額等についてはご高覧をいただきたいと思っております。

それから、208ページをお願いいたします。負担金補助及び交付金のところの市野川の流域下水道事業建設費については、水循環センターの建設費の負担金ということで3,099万1,986円、これは嵐山町の負担割合は30.6%ということでございます。

それから、その下の2款の事業費の2目維持管理費の13節の委託料なのですけれども、一番上の下水道使用料徴収業務委託、これはメーター検針等の委託ですけれども、これが427万980円ということで、これ1件210円掛ける2万388件ということで、1回が3,390件ということでございます。

それから、今度は 209 ページをお願いします。19 節の市野川の流域下水道維持管理費、この負担金なのですけれども、これの立米が 139 万 881 立米、それで負担金額が 1 億 1,544 万 3,123 円ということなのですけれども、これにつきましては、12 月補正で 2,390 万 4,000 円ほど、21.8% 増ということで補正予算を組ませていただきました。その 10 月の平成 20 年の 12 月議会の参考資料でもお知らせしましたが、平成 20 年の第 3 期までの処理量の算出が少しおかしいのではないかとということで、嵐山町のほうで疑問を持ちまして、嵐山と滑川が、それから荒川左岸の北部下水道事務所で協議をいたしまして、最終的に調整できるものについては、平成 20 年度は調整しましょうということで、最終的にこの増加 1 億 1,544 万 3,123 円というのは 6.2% の増なのですけれども、そのところで 20 年度については決まったということで、不用額が 1,800 万円ほど出ているのですけれども、それについてはそういう成果だというふうなことでお願いしたいと思います。補正でふやしておいて、何でこんなに残したのかというふうなことでなくお願いしたいと思います。

それから、3 款の公債費のところなのですけれども、元金償還金、これが 2 億 8,976 万 7,371 円、これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、財政健全化の繰上償還分、これが 1 億 3,363 万 500 円になります。そして、利子の償還金、これが 1 億 681 万 9,592 円、計が 3 億 9,658 万 6,963 円、平成 20 年度の借入額が 2 億 4,230 万円、そして、平成 20 年度の現

在額が 34 億 3,420 万 718 円ということなのですけれども、この 34 億円
の金利の内訳を申し上げますと、1.0%から3%未満、これが 20 億 9,451
万 3,000 円です。これは全体の 61%でございます。それから、3.0%から
5%、これが 12 億 2,796 万 8,000 円、これが 35.8%です。それから、
5%から6%というのが、1億 1,172 万円ということで 3.2%。それで、6%
以上はないという状況でございます。

決算書のほうについてはご高覧をいただきたいと思います。下水のほう
については以上で終わらせていただきます。

続きまして、水道事業のほうをお願いいたします。これは決算書で願
いいたします。まず、362 ページをお願いします。まず業務なのですけれど
も、これについては町長のほうで申し上げましたけれども、再度確認の意味
でお願いいたします。給水戸数については 7,321 戸、給水人口については
1万 9,179 人、年間総配水量なのですけれども、これが 316 万 532 立方
メートル。ここで、平成 20 年度の右側の当初計画のところをごらんいただき
たいと思います。これが 316 万 900 立方メートル、これは当初予算で推計し
た水量です。これとの誤差、368 立米なのです。誤差をこれ見ると
0.0116%です。そうすると、1日平均配水量というのが 8,658 立米あるの
ですけれども、これを 24 時間で割ると 360.75 立米。ですから、368 立米
なので、大体1時間ほど誤差が出てしまったということでございます。

それから次、1日最大配水量については 9,991 立方メートル、それから

1日平均配水量については8,658立米ということです。それから、総有収水量については271万1,690立米ということで、これは昨年度6万3,537立米減っていると。有収率なのですから、85.80%、19年度が84.7%ということで、1.07%おかげさまで上がりました。2年間続けて下がっていたのですけれども、このところでようやく持ち直しをいたしました。

それから、供給単価なのですから、これは171円73銭、販売単価ですね。それから給水原価、これが148円53銭と、これ1立米ですね、そういうふうな金額でございます。

それでは、決算報告書のほうにお戻りいただきたいと思いますが、345ページです。これは税込みの数字です。第1款の事業収益なのですから、決算額5億2,510万794円、これにつきましては、昨年度に比べると4,016万5,886円減っています。これは値下げの影響ということでございます。それから、営業収益につきましては5億1,345万6,101円、それから営業外収益ですけれども、これは1,164万4,693円ということで、営業外収益については304万9,382円ほど伸びているということでございます。

それから、支出なのですから、1款の事業費用、これは決算額が4億2,072万2,473円、これは19年度に比べると190万3,114円ほどふえています。それから、営業費用については3億9,077万8,145円、これは947万2,946円ほどふえていると。営業外費用については2,929

万 6,732 円ということで、これは減っています。734 万 2,328 円の減と。それから、第3項特別損失ですけれども、これは不納欠損ということになりま
すけれども、64 万 7,596 円ということです。

次のページ、346 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出です
けれども、決算額は 371 万 1,250 円、これは公共下水道関連の配水管の
布設替え工事の負担金が 200 万円、それから消火栓の設置工事の負担金
が 171 万 1,250 円ということでございます。

それから、支出なのですけれども、資本的支出につきましては、決算額
が2億 2,018 万 2,418 円、これは3,358 万 2,926 円ほどふえています。
建設改良費なのですけれども、1億 6,601 万 5,364 円、それから、第2項
の企業債償還金、これは元金分ですけれども、5,416 万 7,054 円というこ
とで、これにつきましては 687 万 3,626 円ほど減っているということでござ
います。

そして、欄外のものなのですけれども、資本的収入額が資本的支出額に対し
て不足する額、これは減債積立金が 5,416 万円、建設改良積立金 6,700
万円、これ合計で1億 2,116 万円というのですけれども、それ等で補てんを
したということでございます。

それから次のページ、今度は損益計算書をお願いいたします。これは税
抜きの記載です。まず、営業収益ですけれども、給水収益、これが4億
6,569 万 360 円ということで、給水収益につきましては、19 年度に比べる

と3,468万8,910円、6.9%の減ということでございます。この減の理由につきましては、360ページをちょっと見ていただきたいと思いますのですけれども、360ページの料金改定のところで、改定前、13ミリと20ミリの基本料金、これを10立方から5立方まで下げた、これは1,000円が500円、それから6から10立方について、これが80円、それから11から20については90円というふうなことで、こういうふうを採用したということでございます。これの影響ということでございまして、このところで一番家庭で使うところ2カ月で50立方ぐらいのところの引き下げなのですけれども、これが7.27%ぐらいの引き下げでございました。

続きまして、その他営業収益なのですけれども、347ページをお願いします。その他営業収益が2,243万772円ということで、これは加入金が減っているということでございます。そして、営業収益4億8,907万3,512円、それから営業費用、これについては、合計額が3億8,340万4,098円で、971万2,216円の増ということなのですけれども、これについては、職員の1名増によるものが大きいかと思えます。そして、営業利益なのですけれども、営業収益から営業費用を引いて1億566万9,414円ということで、19年度に比べると5,087万4,491円減っていると、32.5%の減ということになりました。

それから、今度営業外収益ですけれども、1の受取利息及び配当金、これが704万1,484円ということで、19年度が360万2,449円ということ

で、95.5%の増ということで、この利息の内訳ですけれども、国債が409万5,407円、それから預金、これ譲渡性等ですけれども、これが294万5,987円という数字です。それから、3の雑収益ですけれども、これは244万6,611円、このところには有価証券の売却益等も含まれております。

それから、4の今度は営業外費用なのですけれども、支払利息1,924万736円、これは企業債利息、それから雑支出は46万4,995円ですか。そして、営業外費用については1,970万5,732円というということで、営業外収益から営業外費用を引いたものは、マイナスの814万7,637円ということで、経常利益については9,752万1,777円ということで、19年度に比べると31.2%減っていると、1億4,166万3,146円減っているのです。それから、特別損失、不納欠損はこの数字です、そして、当年度純利益9,690万5,014円、それから、前年度繰越利益剰余金が7,132円と。当年度未処分利益剰余金は9,691万2,146円ということで、31.3%減ということでございます。

次の剰余金の計算書をお願いします。減債積立金の当年度末残高については1億3,350万円、建設改良積立金は1億2,684万円、積立金の合計額は2億6,034万円です。当年度純利益同じということで、それから、資本の剰余金の部なのですけれども、このところで変わっているのは、3の負担金のところ。当年度発生額が353万4,520円、これは公共下水道の配水管布設工事と消火栓の負担金が発生したということでございます。

それから、351 ページをお願いします。水道事業の剰余金の処分計算書ということで、当年度未処分利益剰余金につきましては9,691万2,146円、この利益剰余金の資本額、これは減債積立金で4,390万円、建設改良積立金で5,300万円、合計が9,690万円と、翌年度繰越利益剰余金が1万2,146円ということでございます。

それから、352 ページをお願いいたします。貸借対照表ですけれども、これは税抜きです。まず固定資産、そのうちの有形固定資産ですけれども、これは合計額36億878万4,076円、これは346万5,817円ほどふえております。無形固定資産のところは、これは変わっていないと。そして、固定資産の合計額が36億946万9,976円です。そして、流動資産の合計額、これが13億5,125万7,847円です。午前中ちょっと本当に見づらくて申しわけなかった数字はこれですので、お願いいたします。資産の合計額は49億6,072万7,823円と。それから、負債の部なのですけれども、固定負債、この引当金、これは修繕の引当金ということで3億176万5,777円、これはずっと変わっておりません。4の流動負債、この合計額が1億6,350万4,506円と、負債の合計額が4億6,527万283円ということでございます。

それから、354 ページですけれども、今度は資本の部をお願いいたします。5の資本金のところの(1)の自己資本金ですけれども、自己資本金が17億531万3,769円、これにつきましては、19年度が15億8,415万3,769

円ということで、これは1億 2,116 万円ほどふえています。これにつきましては、さっき減債積立金と建設改良積立金、減債積立金を使用して企業債を償還した場合、あるいは建設改良積立金を使用して建設工事を行った場合については、その相当額を自己資本金に組み入れるということになっておりますので、その自己資本金が昨年度からこの数字だけふえているということでございます。

それから、借入資本金、イの企業債ですけれども、これが4億 4,028 万 6,191 円、企業債については詳しいのが 375 ページに載っておりますので、ご高覧をいただきたいと思っておりますけれども、375 ページです。このところに第2次拡張、第3次、第4、平成8年度、10 年度というふうなことで入っておりますけれども、この一番上の第2次拡張事業債、このところが高いので借りているのです、7.15%、8.50%。このところが平成 22 年、ですから 21 年度ですね、来年の3月で終わるということになっております。第2次拡張事業債については、21 年度をもって終了ということでございます。

また 354 ページにお戻りください。剰余金のところですが、今回は資本の剰余金、この中で変わっているのは、剰余金のところでは申し上げましたけれども、アの負担金のところです、先ほど申し上げたとおりでございます。そして、資本の合計額が 44 億 9,545 万 7,540 円と、一番下のほうですね。そして、負債、資本の合計額が 49 億 6,072 万 7,823 円ということで、これが資産の合計額と同じということでございます。

最後なのですけれども、361 ページをちょっとお願いいたします。建設改良工事の概況なのですけれども、上の4本については繰り越し事業です。5番目からずっと下、これを5番目から合計すると6,737万8,500円になりまして、これは11本。このうち11本中6本、3,203万1,300円というのが、これが町内業者にお願いをしたということで、47.5%です。

あとのことについては、ご高覧をいただきたいと思います。

以上で終わります。

○柳 勝次議長 以上で提案説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員から監査結果の報告を求めます。

松本代表監査委員。

〔松本武久代表監査委員登壇〕

○松本武久代表監査委員 議長のお許しをいただきましたので、平成20年度嵐山町の一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の7会計及び定額基金の運用状況につきまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

審査は、去る7月22日から7月31日までの間、主に役場執行部控室におきまして、藤野監査委員とともに実施いたしました。

審査結果であります。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調

書並びに水道事業会計の決算書、業務報告書及び収益費用明細書等は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、定額基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた次第であります。

平成 20 年度における我が国の経済状況は大幅なマイナス成長となり、また国や地方自治体の債務も多額に上り、財政状況は非常に厳しい状況でありました。このような中、各会計とも自主財源の確保や費用対効果を念頭に置いた事業展開に努力されたところが随所に見られます。

一方、景気、雇用の悪化は、町税等の収納率にも悪影響を及ぼしており、組織を挙げた取り組みが必要と思われれます。今後諸般の情勢が大きく変化することが予想されており、制度改正の動向や地方自治体をめぐる環境変化に一層注視され、また、財政調整基金の確保をはじめとする財政の健全化にも配意しつつ町政に対する町民の負託にこたえていただくよう望むものであります。

水道事業については、経済状況の悪化や水道料金の引き下げにより、給水収益が大幅に減少していますが、経費の節減等に努力した結果、当年度純利益として 9,690 万円余りが確保されています。今後施設の老朽化による維持管理費が年々増加することが見込まれています。なお一層の事業の効率化と安心、安定、安価な水道水の供給に努められることを望むも

のであります。

なお、細部につきましては、決算審査意見書をご高覧いただき、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、甚だ簡単でございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

以上です。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。

以上で提案説明及び細部説明並びに監査報告のすべてが終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、決算議案7件を一括して行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

◎決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

本決算議案7件の審査に当たっては、会議規則第39条の規定により、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、本決算議案7件は、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました決算議案7件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算議案7件につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎決算審査特別委員会委員の選任

○柳 勝次議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名をいたします。

決算審査特別委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり

選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時27分

再 開 午後 3時43分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告

○柳 勝次議長 休憩中に、先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長、河井勝久議員、副委員長、青柳賢治議員が互選されました。

この際、決算審査特別委員会委員長より就任のあいさつをお願いいたします。

河井決算審査特別委員長。

〔河井勝久決算審査特別委員長登壇〕

○河井勝久決算審査特別委員長 ただいま決算審査特別委員会の委員長に推薦いただきました7番議員、河井勝久でございます。

平成20年度の決算が皆様の協力によりまして円滑に進みますよう、青柳副委員長とともに進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 ありがとうございます。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時44分

再 開 午後 3時45分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第74号～議案第76号の上程、説明、質疑、委員会

付託

○柳 勝次議長 日程第16、第74号議案 町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)の件、日程第17、第75号議案 町道路線を廃止することについて(町の境界変更)の件及び日程第18、第76号議案 町道路線を認定することについて(道路台帳の補正)の件、以上3件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 初めに、議案第74号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第74号は、町道路線を廃止することについて、町有財産払い下げ申請の件でございます。町有財産払い下げ申請に伴い、道路法

第 10 条第 1 項の規定に基づきまして、町道路線を廃止するものであります。

次に、議案第 75 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 75 号は、町道路線を廃止することについて、町の境界変更の件でございます。町の境界変更に伴いまして、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づきまして、町道路線を廃止するものであります。

次に、議案第 76 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 76 号は、町道路線を認定することについて、道路台帳補正の件でございます。道路台帳補正を実施することに伴いまして、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

田邊都市整備課長。

〔田邊淑宏都市整備課長登壇〕

○田邊淑宏都市整備課長 それでは、議案第 74 号、議案第 75 号及び議案第 76 号の細部説明をさせていただきます。

初めに、議案第 74 号でございますが、町道路線を廃止することについてございまして、町道路線廃止調書の表中に記載しております 2 路線は、隣接する土地所有者から、道路敷であります町有財産の払い下げ申請がございまして、廃止させていただくものでございます。

まず、町道志賀 496 号線でございますが、前年度施工いたしました嵐山ドライブイン脇の町道志賀 495 号線と並行しておりまして、この道路改築工事の際に、大半が道路区域に含まれておりまして、一部が旧道敷として残っている道路でございます。

続いて、町道吉田 106 号線でございますが、大字吉田地内の北東部にありまして、個人の墓地への通路になっているものでございます。

次に、議案第 75 号でございますが、町道路線を廃止することについてございまして、町道路線廃止調書の表中に記載しております 4 路線につきましては、町の境界変更に伴いまして滑川町に変更になるため廃止させていただくものでございます。

続きまして、議案第 76 号でございますが、町道路線を認定することについてございまして、町道路線認定調書の表中に記載しております町道菅谷 261 号線を新たな路線として追加することによりまして、道路台帳の補正に伴い認定させていただくものでございます。

なお、この路線は、主要町道深谷-嵐山線に接続いたしますヒロノ時計店脇の町道と埼玉りそな銀行嵐山支店の駅側を通りまして県道武蔵嵐山停車場線に連絡いたします路線として認定させていただくものでございます。

なお、議案に関係いたします路線を表示した図面につきましては、議員控室に掲示しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○柳 勝次議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時51分

再 開 午後 4時11分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

既に、町道路線廃止、認定についての3議案の提案説明及び細部説明が終わっておりますので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第74号議案、第75号議案 町道路線を廃止することについての件及び第76号議案 町道路線を認定することについての件、以上3件につきましては、会議規則第39条の規定により総務経済常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました第74号、第75号議案 町道路線を廃止することについての件及び第76号議案 町道路線を認定することについての件、以上3件につきまして

は、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

議事の都合により9月3日、4日及び7日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、9月3日、4日及び7日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○柳 勝次議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

(午後 4時13分)